

松本市告示第469号

松本市移住推進活動交付金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月30日

松本市長 臥雲 義尚

## 松本市移住推進活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市への移住・定住の促進を図るため、移住者の受入れに高い意欲を有する地区団体等が地域、行政及び民間事業者との協働により行う移住・定住に関する活動（以下「移住推進活動」という。）に対し、予算の範囲内で松本市移住推進活動交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、地区団体等とは、主たる活動区域を本市の都市計画の区域外又は市街化調整区域内とするものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地域づくり協議会、地区町会連合会等の地区関係団体で構成される地区を代表する協議組織（以下「協議組織」という。）
- (2) 地区又は町会と連携し、地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、ボランティア団体等
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(交付対象者)

第3条 交付金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、移住推進活動を行う地区団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該地区団体等の移住推進活動による移住者（以下単に「移住者」という。）の受入れに対し、地区町会連合会又は協議組織の同意が得られていること。
- (2) 移住者からの様々な相談に応じ、有効な助言、指導及び協力を行うことが可能な人材を有すること。
- (3) 移住者が居住する地区において、地域住民及び移住者が共に地域活動を行うことができる体制を構築していること。
- (4) 市内の空き家に関する情報収集及び整理を行うとともに、宅地建物取引業者との連携体制が構築されていること。
- (5) 市が主催し、又は参加する移住等関連イベントに積極的に協力できること。

(交付対象事業)

第4条 交付金の対象となる事業は、交付対象者が主体となって実施する次に掲げる活動とする。

- (1) 市内への移住希望者に対する移住相談又は案内に係る活動
- (2) 移住PR活動及び移住希望者を対象としたイベントの開催
- (3) 空き家の情報収集及び相談に係る対応
- (4) その他移住推進に関する事業として市長が認めるもの

(交付対象経費)

第5条 交付金の交付対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、前条に規定する交付対象事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動に要する経費は、交付金の交付対象とすることができない。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- (3) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの
- (4) 国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を現に受け、又は受ける予定があるもの
- (5) その他市長が適当でないとして認めるもの

(交付額)

第6条 交付金の額は、交付対象経費の額とする。ただし、30万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市移住推進活動交付金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて移住定住に関する活動を行おうとする地区の地域づくりセンター長を経由して市長に提出するものとする。

- (1) 団体の規約及び構成員が分かる書類
- (2) 予算書
- (3) 地区町会連合会又は協議組織が同意したことが分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付金の交付申請は、同一年度内に1交付対象者につき1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否及び交付額を決定したときは、松本市移住推進活動交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定する場合において、その目的を達成するため必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(変更申請)

第9条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、第7条の規定による申請の内容を著しく変更しようとするときは、松本市移住推進活動交付金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、松本市移住推進活動交付金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、松本市移住推進活動交付金変更承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該年度の末日までに、松本市移住推進活動交付金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、第7条に規定する地域づくりセンター長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付金の請求)

第11条 交付決定者が、交付金の請求をしようとするときは、松本市移住推進活動交付金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び交付金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した交付金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第8条の規定により交付決定した額を、前条の実績報告により実際に支出した交付対象経費が下回ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付金の交付決定を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により交付金の全部又は一部の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該交付金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。